

工期について

次の案件における公告文及び設計書に記載の工期については、繰越手続きを行っていることから、繰越の承認が得られ次第、徳島市上下水道局公共工事標準契約約款 24 条の規定により、変更契約を締結することとする。なお、その際の工期設定については、次の全体見込み工期を前提とするものとする。

案件名：中徳島町 1 丁目ほか下水管渠改築工事（週休 2 日確保工事）

（全体見込み工期 240 日間）